

山鹿市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（平成17年山鹿市条例第175号）第14条第1項の規定に基づき、山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（矢谷渓谷）の指定管理者を指定するとともに、同条例第16条第1項の規定に基づき、当該施設の利用に係る利用料金を当該指定管理者に收受させることとしたので、次のとおり告示する。

令和7年12月23日

山鹿市長 早田 順一

1 施設の名称

山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（矢谷渓谷）

2 施設の指定管理者として指定する団体

《所在地》 山鹿市菊鹿町矢谷2005番地2

《団体名》 矢谷渓谷観光開発社

《代表者》 足立 富也

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで